

特 104

188

大正十四年十月二十三日 (紀要第四號)

法學士木村增太郎君報告

# 支那ノ關稅改正問題

(特別關稅會議卜其對策)

財團法人啓明會

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10<sup>19</sup> 1 2 3 4 5

# 始



財團法人啓明會紀要

第一號 理學博士 岡村金太郎君 編 「往來物目錄」

第二號 文學博士 矢吹 慶輝君 編 「英國博物館所藏スタイン寫本寫真帖」

第三號 法學士 木村増太郎君報告 「支那財政ノ真相ト其革新策ニ就テ」

第四號 法學士 木村増太郎君報告 「支那ノ關稅改正問題」特別關稅會議ト其對策

特104  
188

支那に關する諸問題中其財政の研究は最も緊要なる一事項とす、而も從來此種の計企殆んど存せず、頗る遺憾とせし所なり。法學士木村増太郎君は支那財政經財研究者の一權威なり、大正十二年以來本會援助の下に本研究に従事し、本年六月その成績の概要を「支那財政ノ真相ト其革新策ニ就テ」と題して報告せられ、本會は之を紀要第三號として發表せしに、頒布を希望せらるゝ向多く、最近其第二版を發行したり。而して今や支那財政上の重要問題たる關稅改正を議する爲め、特別關稅會議の開催せられんとするに當り、氏は更に右研究報告の續篇として「支那ノ關稅改正問題なる一篇を提出せられたり。此等は凡て遠からず別に詳細なる報告の中に一括發表せらるゝ豫定なれども、當面の問題研究上、頗る要を得て有益なるを認め、茲に版に附して研究者の參考に資せんとす。

大正十四年十月

財團法人啓明會

大正

14. 10. 24

内交

## 序

支那改造の機運を生み出す可き絶好の機会を提供するものとして、内外から等しく、少なからぬ期待を以て迎へられて居た特別關稅會議は、愈々十月二十六日より北京に於て、開催せらるゝことゝなつた。本會議は、言ふ迄もなく曩年の華府會議に於ける九國關稅條約に基いて開かるゝものであるから、その議する所は固より主として關稅改正問題であるけれども、その本來の根本目的たるや、畢竟危機に瀕せる支那財政の窮乏を救済すると共に、更に其基礎を安固ならしめんが爲めの策を講ずるにあるは、華府會議極東委員會に於ける委員長アンダーウッド氏の聲明に徴し、疑なき所である。事實また支那の財政は、今に於て匡救の途を講ぜなくては、破産の外なき危急の状態に陥れるは、前報告に詳述せし如くであるから、此機會に於て是非とも根本的革新の第一歩に着手せしむることは何よりの要務である。従て本會議は、支那にとつてはその興廢にも關する一大國際會議と言ふ可きであるが、我邦にとつても、その關稅改正の結果被る影響の深甚なると相俟つて、重

大なる會議たるを失はぬ。

余大正十二年以來財團法人啓明會の後援の下に、支那財政の研究に志し、漸くにして捕捉し得たる大綱を研究報告の一端として、曩に本年六月、支那財政の真相と其革新策に就ての題下に叙述したが、關稅改正問題は、叙上の如く支那財政上の重要問題であるから、爰にその續篇として更に私見の一端を叙して第二回報告とする。

大正拾四年九月

木村增太郎

二

## 目次

第一	關稅改正の經過……………	一
第二	特別關稅會議の由來……………	五
第三	關稅改正と財政との關係……………	三
第四	關稅改正と保護政策……………	一八
第五	關稅改正の我邦に及ぼす影響……………	二四
第六	裁釐加稅の得失……………	二六
一	裁釐加稅の由來……………	二六
二	釐金稅廢止と輸入品……………	三〇
三	加稅と輸入品……………	三三
四	裁釐と銷場稅……………	三六
五	裁釐加稅と財政……………	三八
六	結 論……………	四三
第七	自主權回復問題……………	四四
第八	附加稅設定條件……………	四六

第八	...	...
第七	...	...
第六	...	...
第五	...	...
第四	...	...
第三	...	...
第二	...	...
第一	...	...

## 支那の關稅改正問題

(特別關稅會議と其の對策)

### 第一 關稅改正の經過

支那の輸出税は、一八四二年八月の英支南京條約第十條に於て、從價五分を標準として課す可き旨を定めた其趣旨に基いて、協定せられた翌年七月の英支通商章程に、其起源を發するものである。而るに其後一八五八年六月、英支天津條約締結の際に、約第二十八條に於て、從前の税則を改正す可きことを規定した結果、同年十一月に調査委員會を開いて、新定税則なるものを定め、爾後之に據て各輸出入貨物に課税することとしたのである。此新定税則なるものも亦た從價五分を標準として定められたものであつて、或貨物は當時の市價に據つて從量税率に改定せられたものであるが、其かも之に依るときは、無税品の範圍が頗る廣汎に失したと同時に、有税品にあつても、其

同條に、其  
大税率  
14. 10. 24  
内交

後銀價下落のために、自然輸入品の價格を高めることとなり、從て其稅率は、事實上平均從價四分内外に當るに過ぎざるに至つたのである。因て爰に於て乎、更に一九〇一年十一月に至つて、彼の北清事變最終議定書第六條に於て、關稅收入が團匪賠償金の擔保となるに至つた關係上、輸入稅のみの改正を爲す可き旨を規定することとなつた結果、翌年上海に支那委員と日、英、米、獨、白、西、澳、蘭、八箇國の委員とが會合して、從來の無稅品の大部分を有稅品に改むると共に、有稅品の多くは、一八九七年乃至九年の三箇年間の各商品陸揚げ當時の平均價格(卸賣市場より關稅五分、金利二分半、仲買口錢一分、陸揚費用一分、手數料二分半、合計一割二分を控除したるもの)を基礎として、從量稅に改訂することとし、其成立を見たのが、一九〇二年八月二十九日である。

然るに上記三箇年間の一般商品の價格は、概して低かつたが爲めに本協定に由る稅率は、當初より已に現實從價四分五厘内外に相當するに過ぎなかつたと共に、其後銀貨の低落殊に甚しかつたが爲に、益々五分稅の原則に遠ざかることとなつたけれども、若し一國に對して稅則を改正せんとせば、所謂最惠國條款の爲めに、自然他の凡ての條約國に交渉して承認を求めねばならぬ關係上、改正のこと容易に行はるるに至らなかつ

た。而るに革命後民國政府が列國より承認せられ、稍其形態を新にするを得たるを機とし、一九一三年十月十四日を以て、支那政府は、更に輸入稅に於ける現實五分稅改正の同文通牒を、關係列國に交付するに至つた。勿論其趣旨とする所は、現行稅則は實施後既に十年を閱したるが爲めに、各貨物の價格に著しき變動を生じ、最早現實の從價五分に適合せず、三分五厘乃至四分に當るに過ぎないから、換算の基礎たる、標準價格を改めて以つて原約の趣旨に適應せしめやうと云ふので、英支條約第十五條及米支條約第七條には、何れも滿十年を俟つて、稅則改正の提議に應ず可き旨を規定して居り、恰も同年が英國との改訂條約締結後滿十年に相當したが爲めに、爰に該提議を爲すに至つたものである。當時多くの國は無條件に同意したが、日佛露の三國のみは、或一定の條件の下に、改正の主旨に賛意を表したのである。然るに支那政府は、飽く迄も我國其他に無條件承認を求めたが爲め、行惱を生じ、彼是遷延せる裡に、遂に歐洲戰爭の勃發となり、一時改正の機を逸せんとしたが、更に一九一七年支那の參戰を機とし、再び聯合各國との交渉開始せられ、幾多の曲折を経て、漸く各國の同意を得、同年十二月上海に各國關稅委員の會合を見るに至つた。然れども從量稅に換算するが爲めの標準價格算出の基礎に

對し、議容易に決せず、一時在北京聯合國公使團會議に附せらるるまでに至つたが、漸く一九一二年乃至一六年の戰前戰後を通算した、五箇年間の支那稅關統計に依る輸入品平均價格を基礎として、標準價格を算出することとし、但し之に依るときは、開戰以後の物價を加味する結果として、斯くの如くにして算出したものは、恒久的稅率としては稍高きに過ぐるに至る惧があるから、歐洲戰爭後の平和條約批准後、二箇年を経過するときは、其全部又は一部の再改訂を行ひ得べきこととして、一九一八年の十二月二十日に至つて、漸く輸入稅率改定案を議了し、翌年八月一日より實施せらるることとなつた。

斯の如くにして漸く一九〇二年の改正以來十七年にして、現實五分稅の實施を見たが、戰後二箇年を経て更に再改訂を爲すべき旨定めた關係上、一九二〇年以來支那政府に於ては、如上の協定に基き、屢次稅則の再改訂を各國に提議した。之に對し我政府ては、再改訂を一時延期すると共に、暫行的措置として、現行率に四分の一乃至三分の一の附加稅を賦課すべきを提案したが、各國の議纏まらない間に、華府會議の開催を見たのである。同會議に於ては、叙上の由來に徴し、先づ第一に現實五分改訂を可及的急速に行ふ可きを決議した爲め、一九二二年三月より日、支、英、米、佛、伊、白、蘭、西、葡、丁、瑞、諾、伯の十四

ヶ國の列國委員上海に會合して、關稅改訂會議を開き、先づ稅率算定の基礎價格として、一九二一年十月より一九二二年三月に至る六ヶ月間に於ける上海の平均卸賣市價を採用し、特に綿布及綿絲に付ては、季節的貨物なるより、短期間の物價を標準とするときは、負擔の衡平を失ふの惧ありとの理由に基き、右六ヶ月間に於ける平均價格と、現行稅率の基礎價格に對する比較により算定したる平均増加指數に依り、一律に稅率を増加することとし、九月二十五日に至つて全部を議了し、一時伊太利の不承認により延期せられたが、遂に翌一九二三年一月十七日より是が實施を見るに至つた。是れが即ち現行輸入稅率である。

## 第二 特別關稅會議の由來

支那は叙上の如く、元來其當初より條約を以つて、輸出入貨物に對する課稅を、協定稅率となすの主義を採り來つたものである。勿論無條約國に對しては、隨意國定率を制定賦課し得るは、當然であつて、現に支那政府は、一九一七年十二月に、新に國定關稅條例なるものを發布して、奢侈品には從價三割乃至十割、無益品には同二割乃至三割、使用品

には同一割乃至二割、必要品には同五分乃至一割の税率を課すべき旨を規定せるも、之が適用の機會は極めて少なく、一時獨逸、奧太利及洪牙利の三國に對して行はれたが、其後直に最惠國條款の規定に基づき適用するを得なくなり、依然其關稅自主權は甚しき拘束を受けて居るものである。而して其税率たるや、從價五分を原則として、今日迄に輸入税のみは四回の改訂を見たるも、何れも物價の變動の爲めに、從價五分に適合せざるに至つた從量税を、現實五分税たらしめんが爲めに改訂を行つたに過ぎずして、五分税の原則は、八十年來嚴として何等の變更を見ないのである。勿論從來二三の國との間に増税の豫約をなしたことはあるので、彼の一九〇二年の英清改訂通商條約(通例マツケイマが是れである)に於て、所謂裁釐加税として一般に知らるゝ如く、支那に於ける釐金及之に類似の諸税を撤廢せしむると共に、其代りに輸入税に七分五厘の附加釐を課し、從價一割二分五厘、輸出税に二分五厘の附加税を課し、從價七分五厘まで増加せしむべき旨を豫定し、翌年の我國との改訂通商條約並に其後の米、葡等との條約に於ても、或は支那國內の貨幣及度量衡の統一、或は商標權の確立等を條件として、夫々如上の裁釐加税の主義に同意を表したのである。夫れ以來支那は、一は其窮乏せる財政の救濟策として、一

は國內産業の保護策として、之が實現を企て來つたが、未だ其機運に逢着するに至らなかつたのである。

然るに歐洲戦後の世界の氣勢が後進國に一種の衝動を與ふることゝなつた結果、彼のヴェルサイユ講和會議の機會を捉へ、支那は多年の希望であつた治外法權の撤去、勢力範圍の撤廢等と併せて、稅權の恢復を提議し、二箇年後を俟つて國定税率を適用することゝし、夫れ迄は奢侈品日用品及原料品に依て税率に差等を設け、日用品の税率を一割二分五厘より輕からしめざる旨の提案を爲すに至つたが、當時殆んど列國の顧みるところとならなかつた。併し本會議に依て支那の國際的地位が多少認識せらるゝに至つた爲め、勢に乗じて、更に復もや支那は、華府會議に於て、稅權の恢復を包含する關稅改正に關する要求を提出するに至つた。其要旨とするところは、支那は完全なる稅權の恢復を需むるものであるが、即時に之を實行することは、困難であらうから、或協定期間後に之を讓ることゝし、其間支那は輸入品に最高率の關稅を協定して、其範圍内に於て各種の輸入品に夫々差別的税率を課せんことを欲するものであると同時に、尙支那現時の財政状態は、何等かの緊急の救濟を必要とするから、一九二二年一月一日より現



行税を改正して、日、英、米との條約の規定に従つて、従價一割二分五厘に増税し、これが代償たる釐金税の廢止は、一九二四年一月一日より實行せんと欲するものであると言ふのである。勿論此提議に對しては、米先づ反對し、次で英之に倣つた。蓋し日、英、米等は釐金廢止其他の條件の下に、關稅の改正を承認して居るので、何等其等の條件の實現を見ないうちに、輸入税の増徴のみを漫然實行せんことを求むるは失當たるを免れない、況んや今更關稅自主權を要求するが如きは、全く條約權を冒すものであると共に、支那國情の現在に照して全然問題とするに足らぬとの事由に基くものである。元來當時列國が關稅問題を會議に提出することに賛同したのは、畢竟同會議の劈頭に於て、支那に關し決議した彼の四大原則の一として、支那が有力にして且基礎鞏固なる政府を完成支持する爲めに、支那に對し十分に無制限なる機會を與ふる旨を定めた關係上、鞏固なる政府樹立の爲めには、先づ其財政に餘裕を與ふるの必要があるとの趣旨に基けるものに外ならぬ。因て列國は、支那の提議は之を斥けたが、可及的如上の趣旨に適合せしむ可く、種々協議の結果、先づ輸入税率を直に現實五分に改正すると共に、同税率を従價一割二分五厘に増加せんと彼の裁釐加税の實行準備に着手すべく、特別委員

會を開催することとし、而して其實現に至る迄の暫行辦法として、従價二分五厘の附加税を課し、而かも該附加税は、奢侈品に對しては、従價五分まで増加し得ることとしたのである。以上の協定の結果、支那の輸入税率は、差し當り現實五分に改訂せられた上に、更に其二分五厘又は其以上の附加税が賦課せらるることとなるのであるから、結局現實七分五厘又は其以上となり、少くとも從來に二倍することとなるもので、支那にとりては多大の利益であり、其宿望の一端を遂ぐるを得た次第である。

即ち一九二二年二月四日、華府會議に於て、支那の關稅改正に關し、參加九箇國間に締結せられた條約の要旨は左の如くである。

一、現行輸入税率を直に現實五分に改訂す可く、上海に委員會を開き、本決議を採擇したる日より四箇月以内に之を完了するやう迅速に改訂し、公示後二箇月を経て實施すること。

二、支那と日、英、米との通商條約に規定する附加税賦課の目的を以つて、釐金廢止其他の規定の諸條件履行の方法を準備する爲め、本條約實施後三箇月以内に、特別委員會を開催す可く、其時期及場所は、支那政府之を指定すること。

三、前記の特別委員會は、釐金廢止其他の條約上の諸條件の履行以前に於て、適用すべき暫行規定を攻究すべく、之が爲め有税品に對して附加税を賦課し、其率は從價二分五厘を原則とするも、或種の奢侈品に對しては、從價五分を超えざる範圍内に於て、之を二分五厘以上に定むるを得、該附加税の實施期、目的及徵收の條件は、特別委員會にて之を定むること。

四、輸入税率をして、特別委員會の決定すべき從價税率に相當せしむるが爲めに、現實五分改訂後に於て更に改訂を行ふべく、該再改訂税率は上記現實五分改訂後、四箇年を経て實施し、爾後從來十年目に行ふこととなつて居た定期改訂に代へ、七年目毎に行ふこととなすこと。

五、締約國は、關稅に關する一切の事項に付、事實上均等なる待遇と機會とを保有するものなること。

六、支那の總ての陸境及海境に於て賦課すべき關稅率は、均一なるべしとの原則を認め、特別委員會は右適用に關する措置を講ずると共に、關稅特權が地方的經濟上の便益の代償として許與せられたるものなるときは、特別委員會は衡平なる調整を爲すこと。

七、抵代税は裁釐加税の實施せらるゝ迄、依然從價二分五厘とすること。

八、未だ本協定に參與せざる各國に對しては、其加入を勸むること。

九、參加各國の對支條約にして本協定と抵觸するものは、最惠國民待遇の規定を除く外、凡て無効たること。

十、本條約は締約國が華盛頓に於て、批准寄託を了したる日より效力を生ずるものなること。

叙上の協定に従つて、現實五分税改訂は、前に述べた如く其後間もなく實現せられたが、特別委員會の開催は、佛國が團匪賠償金支拂に關する所謂金法問題（支那政府は紙幣法を以て支拂ふ可きを主張した）の未解決を理由として、之を連繫せしめて、右關稅條約の批准を拒否した爲め、久しく遷延せられて、その運びに至らなかつた。其間支那政府は一九二四年三月に至つて豫備會議の開催を提議したが、各國の容るゝ所とならなかつた。而るに同金法問題も漸く本年四月に至つて解決することとなつた爲め、爰に條約も批准せられ、愈十月二十六日より北京に於て、特別委員會の開催を見ることとなつた次第

である。従て這次の關稅會議に於て、討議の中心となる可き重要議題は、その由來よりせば、所謂裁釐加稅の實施準備に關する件、及同實施に至る迄の暫行辦法たる二分五厘乃至五分の附加稅賦課に關する件(主として實施期、その目的及條件)の二案である。而るに支那政府は、更に此機會に於て關稅自主權の回復を要求せんことを企てつゝあるを以て、恐らく同問題も議題に上ることになるであらうが、斯の如くにして同會議は、今や支那にとつては重大なる一大國際會議たらんとして居るのである。

### 第三 關稅改正と財政との關係

華府會議に依て定められた叙上の協定中、輸入稅率を現實五分に改訂するの點は、前にも述べた如く、平和條約批准後二箇年を経過するときは、其全部又は一部の再改訂を行ふべきことを已に協定し居り、本來の根本主義たる五分稅の原約の趣旨に適合せしめんとするものであるから、謂はば當然の措置たるを失はぬが、愈々彼の輸入稅を一分二分五厘に引上んとの裁釐加稅の實施準備に着手すると共に、之が實施に至るまでの一時の辦法として、從價二分五厘若くは其以上の附加稅を賦課することに、列國が同意

したことは、從來の如き現實五分引直しと異なつて、明確に増稅を認めためたもので、支那の關稅史上に一新紀元を劃するものであつて、各國にとつては一大英斷たるを失はない。是れ畢竟上にも叙べた如く、列國が極東の平和を確保せんが爲めに、支那に關し協定した四大原則を實現せしめんとするには、先づ殆ど破綻に瀕して居る支那財政の窮乏を匡救することが、何よりの急務たるを感得したが爲めに外ならぬ。而るに輓近國權恢復を熱求せる支那は、到底斯る姑息なる關稅改正に満足することが出來ず、今や一躍關稅自主權の回收を要求せんとするに至つたが、若し其目的を達成したならば、其曉には一面に於て近年國貨提唱を絶叫し、産業保護を熱望して居ることもあるから、恐らく少なからぬ關稅の増徴を敢行することであらう。知らず關稅の増徴は、結局支那に幾何の利益を齎らすであらう歟。果して其結果は支那上下の期待に適ふを得るや否や。凡そ何れの國に在ても、其經濟の未だ幼稚なる時代に於ては、關稅收入は其最も重要な財源の一であつて、殊に支那の如き其國情並に財政組織に照して、其歲入の多くを一般文明國同様の財源、殊に輓近歐米各國が租稅體系の中樞とせる所得稅若くは消費稅收入に求むることの至難なる國に於ては、その管理の國際的であると相俟つて、最も

確實なる収入である關係上、勢ひ収入の基礎を之に求めんとするは、自然の歸向であつて、財政上效果の大なることも亦疑を容れない。現に近年の支那の中央政府の財政も、主として關稅收入に依て支持せられて居る態であるは、前報告に叙へた如くである。華府會議の極東委員會に於て、委員長アンダーウッド氏の發表せし所に依るに、叙上の關稅改正に由て支那の得らるべき収入は、凡そ次の如くであるとのことである。即ち先づ現實五分改正の結果、一千七百萬元の増收となる外、更に一般貨物に對する二分五厘附加税の賦課に由り二千七百萬元、奢侈品に對する五分の附加税に由り二百十六萬七千元の収入増加を來たし、今後の關稅收入は一億一千萬元を越ゆることとなる可く、若し夫れ更に彼の一割二分五厘の實施をも見るに至らんか、一億五千六百萬元の實收を擧ぐるに至る可しとのことである。勿論以上の推算は大數觀察であつて、單に二分五厘の附加税増收に付ても、支那財政部顧問バヅウ氏は、之を二千八百萬元と見積り、支那財政整理會に於ける李景銘氏は、二千五百萬元と概算し、必ずしも各其觀る所を一切にせないが、兎に角關稅改正の結果、支那は新に少なからぬ財源を獲ることとなるものであるから、其窮窮せる財政に寄與するところは決して小なりとす可きでない。列國が

華府會議に於て關稅の改正を認容したのも、畢竟從來支那の起死回生を圖らんが爲めに、屢次巨額の借款にも應じたけれども、其結果たるや、いつても唯徒らに政界の混亂腐敗を助長し、益々財政を紊亂せしめたのみで、財政の改善乃至政界の革新には寸效をも寄與するところがなかつたから、多少たりとも支那の財源を増し、其根本的救濟策に助力を與ふるを急務としたが爲めに外ならぬ。

然れども果して如上の關稅の改正に由つて、支那の財政は根本的に匡救せられ得るや否や、若くは其實質的改善にどれだけ寄與することが出来るであらうか。縦しや其自主權が回收せられ、支那が意のままに關稅を改正し得るに至つたとしても、其究極の實績に至つては、大に疑を容れざるを得ない。先づ這次の特別關稅會議に於ける當面の問題たるべき支那内外債の整理の如きすら、果して實現し得るや否や、極めて覺束ないのである。蓋し支那財政の現状は、前報告に詳述せし如く國內の不統一より延いて各省の財政を獨立せしむるに至り、中央に對する送金截留の風滔々俗を爲し、唯中央の収入は纔に關鹽兩税の剩餘金に恃賴するの外なき枯渴の状態であるが、而かも此等の兩收入の如きすらも、近年幾多の零細なる短期借款の擔保に提供せられた爲めに、最早

殆ど餘裕なきに至り、共和政府肇立以來、借款に依つて綢繆し來つた傳統的財政策も、最早全く施すに由なきに至つた状態である。従て中央政府の内外債總額二十二億一千六百萬元中、全然擔保を缺如せるか、又は不確實なる爲めに、全く元利の支拂停頓せる内外債は、今や累積して交通部所管を合せ七億八千六百八十餘萬元の巨額に達するの態である。倘し此儘に放任せんか、益々政治の基本を確立し、回運の策を廻らすを得ないのみならず、遂には破産の悲運に陥るの外なきに至る惧なしとせないから、以上の紊亂錯綜せる内外債並に借入金を整理し、多少たりとも財政上の基礎を安固ならしむること、が、今や何よりの急務たるを失はね。而して如上の整理は、這次の會議に於て決定せらる可き關稅附加稅に依て行ふの外なく、之に依る整理案は、從來財政部顧問、バヅウ氏を首め、李景銘氏、張英華氏、葉景莘氏及北京米人商業會議所等に依つて立てられたが、併しながら今日となつては、遺憾ながら結局附加稅の増收のみを以てしては、七億八千萬元にも達する一切の無擔保内外債を整理することは、殆ど不可能と言つてよい。縱しまた假りに如上の内外債が債權者の廣量に由つて整理せられ得たとしても、一般歳入の極端に窘窮せる現状の下に在つては、一般歳出入に於ても改善の方法を講じ、自立の

策を立つるに非ざれば、整理後數ヶ月ならずして、復たもや借款を重ねざるを得ざるに至るは、過去の事實の雄辯に實證する所である。一體華府會議に於て、列國が唯漫然と附加稅の徵收を豫約したが爲めに、爾後支那政府の財政策を一層放漫ならしめ、同増收を目的として徒らに高利の借款を濫與せしめ、附加稅課徵の實施期すら決定せられないう間に、早くも已に同増收を以てしては債務の整理にさへも尙足らない状態となり、今や増稅の根本趣旨たる財源の涵養には格別寄與する所がなくなつてしまつたのである。凡そ支那財政の今日の危急も、單に主として歳入の不足に原因するものならば、關稅の増徴の如きは蓋し適策たるを失はないが、前報告に叙べた如く其禍根が深く其財政組織や國民性に潜在して居るものである以上、先づ財政を危機に導いた其根源に向つて、革新の斧鉞を容れなくては、到底改善の實を擧ぐる事は出來ない。唯支那財政の困窮を救はんが爲めには、關稅收入が最も確實であるとの故を以て、主として本收入にのみ恃頼したならば、如何に關稅を増徴するも、殆んど究極する所がなく、而かも其結果物價を騰貴せしめて、徒らに國民の負擔を増すのみである。されば關稅附加稅の設定にしても、將たまた自主權の回收に基く増稅にしても、支那の國情にして此まゝなるに

於ては、其結果果して財政の根本的救済に幾何の貢献を爲し得るや、過去の實見に徴して、大に疑なきを得ないのであつて、恐らくは支那上下の期待を裏切るの結果に了るに相違なからう。

#### 第四 關稅改正と保護政策

支那の關稅改正は、華府會議に於て列國の之を認容したのは、上述の如く一に支那の財政救済の爲めであつて、隨て收入主義の上から賛同したものであるけれども、支那自身としては、寧ろ之を保護關稅として利用せんとするの意圖を有するやに考察せらるゝのである。從て若し一朝自主權を回收するに於ては、恐らく實業家方面からも強要せられて、相當強度の保護政策を採用するに至るものと觀ねばならぬ。然れども吾人は、支那が今日關稅政策に依て、國內の産業保護を爲すことの得策なるや否やに付ては、聊か疑問とせざるを得ないのである。蓋し輓近支那に於ても、工業熱が漸次熾烈となるに從て、産業保護の要求が熱烈となるに至つたと共に、概して關稅政策は、後進國の工業を振興せしむる捷徑たるを失はないが、支那の如き國情の下に於て、斯る急激なる保

護政策を施すことは、或は却て支那の經濟の健全なる發展を阻碍することにならぬとも限らないのである。支那の自然的、人爲的條件に適應せる事業は、格段の保護方法を講ぜなくとも、漸次發展すべきは自然の勢である。即ち多大の資本を固定する必要なく、且つ特種の技術を要せず、生産が主として多く普通労働に俟つ所の低級生産業は、今後益々支那に勃興し、此種の外國輸入品を漸次排斥するに至るは、現在の生産利益の比較からしても、當然の歸趨たるを免れない。從て殊更格別の保護を施さなくとも、支那に興り得べき事業は、自づと漸次發達するに相違ないのであるが、而かも急激なる保護の結果は、却て不自然なる事業を起さしむるに至る危険が存在する。元來支那人の如き、射伴心に強く、現代式工業に對する理解力に乏しく、而かも事業經營の修練を経ない斯る國に於て、急激にして一般的なる保護方法を講ずるときは、勢ひ不健全なる事業の濫興を促すこととなり、其結果却て經濟界の秩序を紊し、其進歩發達を阻害することとなるの惧がある。凡そ工業保護の最も顯著なる場合は、農業國が其經濟を商工業化せんとするに當て、先進國の強烈なる競争に對し、國內の幼稚なる工業を保有せんとする場合であるが、元來支那の工業の振はない所以のものは、必ずしも外國品の競争が激烈

なるが爲めのみではない。寧ろ主として支那の經濟組織並に國民性の上に、幾多の缺陷が潜在せるが爲めである。勿論保護の結果、外國の資本技術の流入を促すことにならざるであらうが、嘗に夫れのみ因つては、未だ支那の産業の革新を期することは出来な  
 いのみならず、其結果支那人の常に惧るゝ利權の外溢を來たすことゝなり、延いて他方  
 排外運動を招致せしむることゝなるから、外人も遂には支那投資を嫌忌するに至るで  
 あらう。一體支那の如き經濟の尙頗る幼稚であつて、未だ民度の著しく低く、人民の多數  
 が農業に従事し、從て其氣風の概して保守退嬰的なるを免れない國に於ては、假令外國  
 品の輸入を防遏しても、直に國內工業の發達を促すことは、困難なるを免れない。即ち  
 産業發達の要素を缺きながら、關稅保護を爲さんとするは、畢竟無意義たるを失はない。  
 加之或は外國の競争と云ふ刺戟を失ふに於ては、却て益々國民を保守的消極的ならし  
 め、事物の改良進歩を阻止することゝなる惧がある。之を要するに、支那の如き國民一  
 般の氣風が、著しく保守退嬰的であり、從て各般の方面に於て、舊習を墨守し改良進歩の  
 念に乏しく、且企業心が概して畏縮して振はざると共に、勢ひ資本の蓄積及運用も熾な  
 らず、而かも多年の宿弊が累積して、一事一物と云へども之が改善に多大の困難を伴ふ

國に於ては、概して保護の効果を多く期待することが出来ないと共に、動もすれば却て  
 其生産要素を適處より不適處に趨はしめ、國民經濟 不利益を與ふる惧があり、尙加ふ  
 るに、其結果徒らに一般物價を騰貴せしめ、國民全體の生活を脅かし、其經濟を壓迫する  
 ことゝなり、政治的及社會的状態に缺陷の甚しき支那に於ては、更に新に重大なる社會  
 的弊害を發生せしむるに至る不利がある。

世人の一部は、今尙支那國民は必ずしも概して貧困ではなく、國民として相當の富を  
 保有せるものゝ如くに解して居る嫌あるを免れない。勿論支那の社會に於ては、貧富  
 の懸隔極めて甚しく、社會の統制的分子たる可き中等階級が極めて少ないが、富者階級  
 も其數に至つては、極一小部分であつて、國民の大半は所謂細民階級である。しかかも  
 資産階級にあつても、大資本家と稱す可きものは殆どなく、其富の程度に至つては、到底  
 我邦にも及ぶ可くもない。是れは畢竟支那に古來一種の社會主義政策が行はれて、大  
 資本家の發生を防遏したが爲めであると同時に、其相續制度が嚴正なる分頭相續であ  
 るが爲めに外ならぬ。從て現に支那の經濟社會では、甚しく資本の缺乏に苦しんで居  
 り、之を補はんが爲めの一種の信用制度が著しく發達して居る。而して支那に如何に

細民が多く一般國民の富の程度の低きかを實示せるは、即ち支那の外國貿易である。支那は其資源が極めて豊富であつて、自から内に足り、古來自主孤立の經濟を保持し得たと共に、歴代の施政は一に農業を立國の大本と爲し、海外通商に對しては寧ろ鎖國主義を固執し來つたとは言へ、外國と通商條約を締結してより、今や已に八十餘年を閲し而かも爾後諸外國の通商上の便益の爲めに、其自主權は異常の拘束を受け、各國は競ふて支那市場を一種のダンピング、フキルドと爲せるに拘らず、其外國貿易は遅々として進まず、彼の大國を以てして今尙輸入額十五億圓を越ゆるに至らない。其人口一人當りの購買力に至つては、銀價の異常なる暴騰を告げた歐洲大戰中に於てすら、僅々邦貨に換算して四圓にも充たずして、印度にすら追ばない有様である。勿論是れには種々幾多の事情の存在せるが爲めでもあるが、要は一般國民の購買力の貧弱なるに歸因せざるを得ない。尙支那の貿易は、近年比較的固定的であつて、歐洲大戰後世界財界の激變に伴ひ、何れの國の貿易も一時著大の激減を見たに係はらず、當時支那の貿易には格別さしたる影響を示すことがなかつたが、是れ畢竟其貿易品の多くが、生活上の必需品であつて、貿易に弾力性の乏しきを現はせるものに外ならぬ。斯の如く支那の一般國

民の經濟力は、今尙極めて貧弱であるから、僅少なる關稅の増徴も、彼等の需要には必ずや少なからぬ影響を與ふ可きであつて、増加關稅が外國の生産業者に轉嫁せられない以上、國民全體の生活を壓迫することゝなるや疑を容れない。殊に一國政府の收入を主として消費稅の一種たる關稅に求め、而かも其消費稅を全く國民の負擔事情を顧みずして、七分五厘若くは一割二分五厘の一律的課稅と爲すが如き方法を採るに於ては、一層國民の經濟を壓迫し、重大なる社會的弊害を發生せしむることゝなるの惧がある。近年支那は、自國産業の振興せない所以は、一は外國品の壓迫に因るものであるとして、最も多く競争關係に立つ我邦の貨物を抵制せんことを企て、屢次熱狂的日貨排斥を行つたが、果して其の結果は奈何であつた歟。假令一時その爲めに或種の生産業が勃興することがあつても、經營の支持繼續せらるゝものは殆ど言ふに足らない有様である。又ポイコットに由つて一時は我國貿易は打撃を受けても、結局の貿易額には殆ど變化なきを從來の例とした。加之一體如上の機會などに於て、支那に勃興した工業が、輒近少くないが、其中支那人自身經營の事業にして、今日健全なる發達を遂げ居るものが、果して幾何に上るであらうか、實に寥々たるものに過ぎないのであつて、彼等の經



營せる現代的生産業は、必ずしも成功せりとは謂ふを得ない。是を以て如上の實見に徴するも、保護關稅は支那に於ては必ずしも效果ありと謂ふを得ないのみならず、動もすれば却て重大なる弊害を發生せしむるの危険があるものと觀せざるを得ないのである。

### 第五 關稅改正の我邦に及ぼす影響

支那の關稅改正は、上來叙ぶる如く支那國情の實相に照し、必ずしも支那自身にとり利益となるものではなく、動もすれば反て不利益となるものがあるが、而かも其結果たるや、我邦に取つては産業貿易上の死活にも關する重大問題たるを失はぬのである。殊に従價七分五厘又は一割二分五厘と云ふが如くに、特種の奢侈品を除く外、總ての貿易品に對して、機械的に一律に適用せらるゝに於ては、香港の中繼貿易を除外して、列國の對支貿易中第一位を占め、而かも比較的低級工業品であり、一般的日用品である貨物を主として輸出する我邦は、其爲め最も甚しき打撃を受けざるを得ない。通例輸入稅増徴の結果、我邦の貿易に及ぼす影響は、二方面に現はるゝのである。即ち一

面我輸出品と同種の商品の製造業を、支那國內に誘起せしむることゝなり、其結果我商品を抵制するに至るか、若くは他面支那輸入品の價格を騰貴せしむる爲め、一般國民の購買力を抑壓し、延いて我輸出品の銷路を縮少せしめ、其結果輸出額を制限するに至り又は輸出業者が増稅額の大部分を負擔し、夫れだけ利益を減少することゝなるかの、何れかの打撃を受くるに至る惧があるのである。勿論上にも叙べた如く、假令支那が關稅の増徴を遂行し、國內産業を保護せざるも、早晚支那の國情に適應した低級工業は内外人の力により漸次發達し、我國に於ける此種の生産品を抵制するに至るは、當然起るべき自然の勢であると共に、我國の工業は、支那の關稅改正の有無に係らず、漸次高級生産に進めしむ可きであつて、何時迄も僅少なる工賃を得るに過ぎない低級品の生産のみに、從事するが如きは、決して我國勢の伸張を策する所以に非ざるは、今更言を俟たないが、併し如上の勢は、徐々に現出し來るを以て、自づと對應策も生ずるが、關稅の増徴に由て現はるゝ影響に至つては、急激であるだけ、其被る打撃も勢ひ甚大なるを免れないのである。是を以て吾人は、叙上の趨勢に順應すべく、我國たるものは一面進んで支那に投資しその産業開發を分擔すると共に、他面我國の生産組織を改善すべきを、多年高

唱し來つた次第であつて、正に彼の歐洲戰爭なるものは、之を達成せしむるには實に千載一遇の好機であつたに拘らず、唯紡績業の發達に於て、稍見る可き實績を示した外、空しく機會を逸したことは、寔に遺憾たらざるを得ない。遮莫我邦生産業を粗工業より精工業に低級生産より高級生産に移すの必要あるは、今更論を須むないが、今日尙東洋市場に於ける一般的需要品は概して粗工業品であつて、今後と言へども急激に精工業品の需要を増加せしむることは出來ないから、粗工業主義を捨て、一躍精工業主義に移らんとしても、到底充分なる精工業品の需要を見ることが出來ないで、結局從來の粗工業の基礎を覆すと共に、將來に於ける精工業の發達も亦期待することが出來ず、畢る惧がある。従つて精工業への轉移は、粗工業を營みながら、其擧げらるゝ収益に依つて、漸次之を行ふの外ない。従て歐米各國の對支輸出額が、何れも其總輸出額の百分の四を超えないのと異なつて、我國の對支輸出貿易は、常に總輸出額の百分の三十内外を占めて居るから、急激なる支那の輸入税引上げは、大半尙粗工業を以て占めらるゝ、我産業に、深甚の打撃を與ふるものと謂はねばならぬ。一體一國の生産業は極めて微妙なる點に興隆の起源を發するものであるが、殊に日支間の生産業は微妙なる競争關係に

立つて居り、さなきだに近年我邦の生産業は、著しく支那産業の脅威を受けつゝあるの狀態であるから、極僅少なる關稅の増徴も、至大の影響を與ふるものである。従て若し一割以上の稅率を一律に課するが如きことあらんか、一部分特種の商品の外、我輸出品の多くは、支那市場に跡を絶つに至るやも計り難い。

されば我邦としては、支那の關稅に改正に對しては慎重なる考慮を廻らし、適宜の對應策を講ずることが緊要である。勿論日支間の重大なる關係に鑑みれば、不合理なる機械的均一稅などを課することを止め、殊に内外何れにも何等の利益を齎らさない裁釐加稅の如きは、斷然之を廢棄して、我邦としては多少の犠牲を忍んでも、寧ろ進んで此際自主權の回復を認むるに如くはないのであるが、兩國の國情並に國民相互の理解が、未だ其域に到達せざるを遺憾とせざるを得ない。凡そ來る可き特別關稅會議は本來は所謂裁釐加稅問題を議せんが爲めの會議であつて、二分五厘の附加稅課徴の如きは、單に其實施に至る迄の暫行辦法に過ぎないものであり、自主權の回復要求の如きも、支那政府が一部の急進論者に強要せられて、強いて議題の一たらしめんと企圖して居るものに過ぎない。然れども實は裁釐加稅は、強いて之を實行しても、決して内外人の期

待要望せるが如き利益を齎らすものではないのである。

## 第六 裁釐加税の得失

### 一 裁厘加税の由來

抑も釐金制度なるものは、咸豐三年即ち一八五三年、太平賊の亂に際して、討伐軍資を得んが爲めに、揚州に鎮守せし雷以誠なるものが、江蘇の北運河即ち清江浦、揚州、鎮江の間に於て、水路の要地に局を設けて、此を通過する米に限り一石に五十文の税を課したるに濫觴する。元來本税は、臨時軍餉に充當する目的を以て設定したもので、戦役の罷みたる後を待つて、廢止する豫定であつて、既に同治三年南京の平定するや、左都御史全慶は率先して之が廢止を提言したが、戦後各省藩庫が支絀せると、地方官憲が好財源を失ふに忍なかつたが爲めに、單に之を廢止せなかつたのみならず、反つて各地に税局を設け、漸次全國に波及し、益々其數を増すに至つた。而して税率の如きも元と其名の示す如く、從價百分の一を標準とする一分税、即ち所謂百抽一税を原則としたか、爾後各省隨意に其率を高めて、或は百分の一或は百分の五以上をも課するに至つたのみならず、

其税率たるや各省が夫々一定の税則を設けて居ても、其徴收が多く官吏又は商人の請負であつたが爲、隨時變更し、法定の税率の如きは全く一の具文に過ぎなかつた。また收法の如きも元と一起一驗と稱して、一省内に於て出入二回の徴税に止まつたが、漸次到る所の正局分局に於て徴收するに至つたと共に、釐金正捐の外に、雜多の附加税をも賦課することになつて、其結果貨物は目的地に達する迄に、往々原價に倍するといふが如き弊を見るに至つた。爲めに輸出入貨物の如きも、假令釐金の抵代税たる子口半税を支拂つたものでも、海關の監督の及はない内地々方に到つては、往々釐金の課税を免れなかつたのみならず、到着地に於ては更に落地税其他の雜捐の負擔を受けたと共に、驗貨の煩累が實に名狀す可らざるものがあつたのである。

是を以てか、一九〇二年英清改訂條約の締結に際して、支那關稅委員盛宣懷氏の要求に基いて、英國委員のジエームス、エル、マツケー氏は支那内地貿易の發達せないので、全く釐金の如き通過税制度の存在するが爲であつて、本制度にして撤廢せられたならば、假令輸入關稅を一割二分五厘に増加しても、其結果幾多の煩累と負擔とを免れ、貿易を促進するに相違ないといふ考から、遂に裁釐加税の豫約を成すに至つたものである。

而して其英支條約の締結せられたる翌年、即ち明治三十六年十月八日に、我國も漫然英國の例に倣ひ裁釐加税を認め、追加日清通商條約を締結したのである。但し同條約を以て加税の豫約を爲したと共に、他面支那をして貨弊並に度量衡の統一、商標權並に版權の確保等を可及的速に實行す可きを約せしめた。同年十月我國と前後して米國も米支通商條約を以て之を承認し、次て葡國も條約を以て之に賛同したのであるが、支那に於て最惠國條款を有する列國の總てが、之を承認せなかつたが爲めに、今日迄具體的問題として現はるゝに至らなかつたものである。

## 二 裁釐と輸入品

叙上の如く支那貿易の發達に多大の障礙を與へるものとして、増税の犠牲を拂つてまで、之が廢止を各國が希望した釐金制度なるものは、勿論一時は諸弊百出の觀がないてはなかつたが、既に一九〇〇年の北清拳匪の亂以後、沸然國貨維持實業振興の聲湧起して、釐金制度は内地産業の發展に妨害ありとの非難漸く喧しくなるに至つた結果、漸次改善せらるゝことゝなり、殊に江西省に於いて團匪賠償金の割當により、新に負擔を課せられた爲め、釐金制度改正の必要に迫られ、新に統捐の法なるものを用ひて、一た

び釐金を納入すれば、再び省内に於て課税せないといふ制を創めてより、湖北、陝西、甘肅、浙江、四川、廣東、新疆等各省の之に倣ふもの漸次増加して、釐金制度も爰に始めて稍簡便となるに至つた。尙奉天省の如きも一九〇七年以來、通過地に於て課税するを廢し、貨物の生産地と消費地とに於て、出産税と銷場税とを課するの制に改め、其後吉林、黑龍江、兩省の如きも之に倣ふに至つた。而して又支那鐵道の開通を見、貨物の鐵道に依て數省を横さるもの出づるに及んでは、京漢鐵道の如き始めて火捐の法なるものを用ひ、積込積卸の際に納税すれば、假令二省以上に跨り輸送せらるゝ場合でも、何等課税せらるゝことかないことにしたが爲め、貨物の輸送が大に便なるを得るに至つた。即ち京漢線の如き延長七百五十哩に及び、此間三省を通過し、厘金局の數々百を算するも課税せらるゝは前後二回に過ぎない。斯の如く手續の漸次簡便となるに至つたのみならず、税率も亦た大に輕減せらるゝことゝなり、殊に革命後民國三年、政府は徵收厘稅考成條例を發布し、賞罰を明にし、不正行爲の防止に務むると同時に、種々改革方法を指示する等のことを爲し、且民國四年及九年に各省に通令して、一律に統捐の制を實施す可きを嚴命する等、大いに改善に力めたが爲め、現時の税率は勿論各地一律ではないか、概し

て三分以上に及ぶもの少なく、而かも貨物の評價が物價の尙低い時代に爲されたまゝ、改正されない爲め、實際の徴收額は、従價二分五厘を越ゆるものゝ如き頗る稀なるが如くである。加之釐金局と商人との協定に依て通例課税が割引せられ、或は認捐と稱して、營業者殊に同業組合等に於て、其取扱貨物に對する厘金税額を釐金局と協定し、豫納するが如きこと行はれ、今や本制度に伴ふ従前の如き甚しき弊害は、大半除去せらるゝに至つた。従て輸出入品の如きも二省以上を通過する場合の外は、釐金の低代税たる二分五厘の子口半税を支拂ふよりも、寧ろ釐金を支拂ふを有利とする場合が多きを占むることゝなり、爲めに特に釐金の代りに設けられたる子口半税を支拂ふ貨物は、益々減少し、二十年前に在てつは、尙輸出入品の一割内外を占めたるも、近年に至つては僅に輸入品にあつては全額の七分内外輸出品にあつては五分内外に當るに過ぎざるに至つた。之れ一面に於て子口半税を支拂つた貨物は、釐金局の收入に關係がない爲め、内地輸送上に於て種々の不便があり、却て釐金を支拂ふを便利とするが爲でもあるが、尙他面元來釐金税は、主として各地方政府の主要財源であるを以て、可及的釐金税額を子口半税よりも輕からしめて、貨物をして成る可く海關を離れて釐金局を通過せしめん

との策から、貨物の評價を非常に低廉ならしむるにも困るものである。釐金制度の現狀たるや、大體に於て叙上の如くであるから、現在輸入外國商品の負擔は、開港地若くは其附近にて消費せらるゝものは、従價五分の輸入税を負擔するのみに止まり、假令内地に輸送せらるゝものでも、二分五厘以内の釐金の負擔を受くるに過ぎない場合が少なくないので、現に上海に於ける綿糸の如きは、子口半税が一俵當り三兩〇三三六であるに係らず、釐金税は僅に〇兩九錢八分七厘に過ぎない。従て釐金税の廢止は、一割二分五厘の輸入税改正は勿論現實一割の改正に對しても、以て之が代償たるに足らないものと言はねばならぬ。又假りに子口半税を納入しても、貨物の國內通過に際しての手續が煩雜なるが爲めに子口半税を納むる貨物の少ないものとしたならば、後に述ぶるが如く裁釐後に於ても依然常關税や銷場税の賦課を認容する以上は、結局矢張同様の結果に陥るの惧あるものとせねばならぬ。されば何れにせよ釐金制度さへ撤廢するに於ては、輸入税に七分五厘の附加税を課するも、尙結局輸入品にとり有利であるなどとは、二十年前の事であつて、以て現狀に該當せしむるに足らない。

### 三 加税と輸入品

斯の如く釐金税の廢止は、必しも輸入品に豫期の如き大なる利益を齎らすものではないのみならず、而かも其半面の加税に至つては、其結果輸入品殊に我國の輸出品などに絶大の影響を及ぼす可きや言を俟たない。裁釐加税論者の多くは、加税後に於ても、輸入品の數量に變化なく、寧ろ釐金の廢止に因て、輸入貿易を促進するものゝ如く觀し居るも、果して然るや否や一大疑問たるを失はない。從來輸入外國品の負擔が、最高五分の輸入税と二分五厘の子口半税に過ぎないてさへ、支那の輸入貿易の進歩は、極めて遅々たるものであつて、前に叙べた如く今尙輸入貿易額は邦貨に換算して、十五億を越ゆるに至らないのである。是れ一に全く支那の國民經濟が尙頗る幼稚であると共に、貧富の懸隔が甚しく、而かも國民の大半が細民であり、延いて一般國民の購買力が極めて貧弱なるを免れないが爲めである。従て輸入税が現實從價一割二分五厘に増加せられても、尙加税前同額の輸入が存続するものとは、絶対に認定することは出来ない。其結果輸入貿易の促進は、愚か、必ずや却つて之が發達を阻止することゝなるや疑を容れない。殊に總ての貿易品に對して、一割二分五厘といふ如き高率の課税は、世界各國中米國及加奈陀を除き、全く類例を見ざる所であると共に、斯る重税を機械的に一律に適

用するに於ては、我國輸出品の如き、主として支那の中流以下の階級を相手とせる低級工業品は、殆ど致命的打撃を受け、或は本邦製品は、海産物、日本酒、日本紙、木材、燐寸原料銅其他數種の雜品を除いて、支那市場に跡を絶つことゝなるやも計り難い。綿絲の如き、太絲は今や漸次支那市場より驅逐せらるゝに至つたが、或は加税の曉には、我綿絲の殆ど全販路を彼の市場に保つことが出来なくなるかも知れない。現在支那紡績業の我に比して關稅上不利なる點は、輸入、外國原棉に對する戻稅制度のないことゝ、支那原棉に對して移出税及沿岸貿易税又は釐金税の負擔のあることゝである。即ち支那産原棉は、細絲の紡出に不適當であるが爲め、二十番手以上の棉絲の製出には、米棉其他外國棉を混用する必要あるも、之が輸入には關稅の負擔があると共に、自國産棉花にてしるも、他の開港地より供給を受けんとせば、五分の移出税と其半額の沿岸貿易税とを負擔するを要する。而るにマツケー條約の規定に依るに、支那産原棉には一切の課税を免除すると共に、輸入原棉も亦た輸入正税の全部及附加税の三分の二を拂戻し、僅に二分五厘の課税を爲すに止ることゝなつて居る。若し該規定の如く實施せらるゝものとしたならば、現在支那の紡績業の被れる不利益は、殆ど除却せらるゝことゝなり、従て彼

地の氣候並に職工の技術上に於て、絶対に不適當であるもの、外、多くの綿絲布は支那に於て製造するを有利とすることになるやも計り難い。斯の如く加税は、外國輸入品に對しては一大脅威たるを失はない。

#### 四 裁釐ご鎖場税

マツケー條約の規定に依れば、支那は釐金税廢止の結果、如何に財政の窮乏を訴ふるに至つても、永遠に釐金並に之が類似の制度を設くることの出來ざるは勿論、銷場税の如きにしても、開港地内にて消費せられ、若くは外國に輸出せられない支那内地産貨物に對する外、輸出入品に對しては、絶対に課税す可らざる旨を規定せるも、從來の常關の存續は之を認容せると共に、以上の如く支那内地生産品に對する銷場税の課徴は之を許容して居る。元來常關なるものは支那在來の内地税關であつて、其起源は遠く周代に在りと稱せられ、元と其數は限定せられて居たが、後世に及んでは各地に分局を設けて、百貨に課税すること殆ど釐金と選ぶなきに至つた、勿論、晚近開港地附近の常關が、海關の管理に移さるゝことゝなつて以來、漸次稍統一の體を爲し、多少改善せらるゝことゝなり、今や商民の多く之が存在を呪咀するなきに至つたとは言へ、斯る税局の存續す

る以上は、或は釐金税の廢止の結果、將來大に財政の窮乏を訴へた場合に、何等かの名目を以て海關の監督の及ばない地方に於て、入品にも課税するに至るなきを保し難い。殊に輸入品が原裝の儘に在る間は、兎も角も、若し分裝せられた場合には、全然支那内地品と區別せらるゝことなきに至るを以て、内地品に認容せられた常關税や銷場税を課せられても、復た奈何とも出來難い。現在に於ても、落地税又は銷場税は、通過税たる厘金でないとして、子口半税を納入した外國品にも之を課して居る。凡そ支那の政治經濟狀態の變遷に伴つて、各種の課税は將來日に増すことこそあれ、決して現時よりも輕減せらる可き理がない。殊に釐金の如きは本來地方税として設けられたものであつて、清朝末年以來は其收入の幾分を中央に送致せしめんとしたけれども、近年の如く中央の威令の全く地方に及ばないときに於ては、殆ど中央に送金することがないから、之が廢止は中央にとりては何等苦痛とする所でないが併し、夫れだけに後にも叙ぶるが如く、之が全廢の實を擧ぐることが、多大の難事たるを免れない。殊に近年鹽税の巨收を失つた地方政府は著しく歲入の不足を告げて居るから、假令釐金の名が廢せられても、彼の政狀を根蒂より一改するなき以上は、再び名目を變じ體を改めて課税せらるゝ

に至る惧があるものと言はねばならぬ。勿論加税の他の條件たる幣制の改革及度量衡の統一等に至つては、若し完全に實行せらるゝものとせば、必ずや支那の貿易の發達に寄與する所鮮少ならざる可きも、支那の現状に照して、一としては實現の至難ならざるはない。

##### 五 裁厘加税と支那財政

裁釐加税の輸入外國品に及ぼす不利益の決して輕からざるは、上來叙べた如くであるが、之を俱に其結果支那自身にとつても、決して現に彼等の豫想せるが如き大なる利益を齎らすものでない。抑も加税に依て幾何の利益を支那の財政に寄與するかといふに、一割二分五厘改正に由る輸入税の純収入額たるや、前支那總稅務司代理ロバート・ブレントン氏の説に依るに、六千一百萬兩に上ると言ひ、支那政府顧問シンブソン氏の説にては、九千三百五十萬兩なりと稱し、華府會議の極東委員會にて、委員長アンダーウツト氏の公表せし所にては、一億五千六百萬兩とのことであつて、諸説一定せないが、之を要するに、現實五分税に改正せられた新稅率の、實施せらし一九二三年の統計に依るも、輸入稅收入は、三千二百五十餘萬兩であるから、多少自然増收を見込んで、之を一割二

分厘に改正して、いかに多くとも總收入額八千五百萬兩内外と言はねばならぬ。而かも此内より子口半稅收入約三百二十萬兩及課稅費用約五百萬兩を控除せねばならぬから、結局純收入額は七千六七百萬兩内外となる。之を現收入額三千二百五十萬兩に比するに、約四千四百五十萬兩、即ち略六千萬兩内外の増收となるのみである。而かも以上の計數は、著しく收入の多額に上つた近年の輸入稅收入を根據として、且加稅實施迄相當の自然増收あるものとし、尙加稅後も従前同額の輸入貿易が繼續するものと假定しての計算である。併し輸入税が一躍二倍半に増額せられても、尙改正前同額の輸入貿易があるものとは、前にも叙べた如く絕對に認むることは出來ない。従て六千萬兩以上の増收を見ることは、絕對に不可能と斷して差支なからう。勿論以上の計算には輸出税の増收せらる可きを計上して居ないが、凡そ輸出税は増税は愚か、寧ろ全廢す可きものであつて、本制度の如きは支那の開發に對する一大障礙たるを失はないから、若し裁釐加税と同時に、本税をも増徴するものとせば、是れ支那の爲めに一大改惡と言つてよい。

次に地方裁釐加税と共に支那の失ふ可き釐金税の收入幾何に上るかといふに、凡そ



支那の歳入は、海關稅の如き外人管理に屬するもの、外、到底正確なる實數を知ることは不可能であるが、嘗て農商部から國務會議に提出したる裁釐加稅案に據るに、釐金三千八百九十金萬元、常關收入中の類似稅七百三十余萬元、正雜各稅捐中の類似稅千八百八十余萬元、合計五千八百萬元を計上し、李景銘氏の整理内外債計劃書に據れば、合計六千六百九十余萬元を計上して居る。彼の廣大なる支那の領域内に、運輸せらるゝ莫大なる内外生産品の數量を考察するに、釐金稅收入の決して六千萬元を下ることなきは想像に難くはない。若し果して然らんには、加稅は以て裁釐に因る財政上の缺陷を償ふに足りないものと言はねばならぬ。プレートン氏は裁釐に依り、支那の失ふ可き收入は、釐金二千二百萬兩、稅又は捐と稱するもの四千百萬兩、計六千三百萬兩に上るから、結局三千四百萬兩の減收を齎らすに至ると稱して居る。勿論釐金收入は、地方政府の主要財源であるから、之が廢止は、直接中央の財政に關係なきが如き觀あり、殊に近年の如く中央政府が其實を有せざるに於ては、地方政府が收入を失ふも、何等中央は痛痒を感せざるが如くであるけれども、支那の財政組織上、中央の財政は主として地方の送金に依つて支持せらるゝものであるから、組織の根本が一改されない以上、結局全國の財政

延びて中央の收入に至大の影響を及ぼすこととなるや疑を容れない。マツケー條約に於ても、裁釐に由る收入上の缺陷は、到底加稅に由て充すことが出来ないから、上にも叙へた如く支那内地にて消費せらるゝ國內生産品に、銷場稅を課し得べきことを認定せると共に、常關稅の存續をも許して居る。從て裁釐加稅實行の曉には、勢ひ必ずや國內生産品に對する銷場稅及常關稅を重課するに至る可きは、言を俟たない。併し斯くては、一面外國品は輸入稅の増徴に因て價格暴騰し、他面國內品は常關稅及銷場稅の誅求に因て價格の上騰を來たし、兩面より國民全體の生活並に經濟に一大壓迫を與ふることとなり、著しく支那の經濟の發達を阻碍するに至るや疑ない。

輸入稅増徴の結果、著しく支那の國內生産業を保護し得るが如く、支那官民の一部が期待し居るやの觀あるも、マツケー條約に據るに、輸入稅増徴と同時に、輸入品と同種の支那内地製造品にも、從價一割の生産稅を課す可く規定して居るから、規定の如く實施せられたならば、如上の期待は裏切らるゝこととなる。縱しまた假りに加稅に依つて支那の工業が保護せらるゝことになつても、其結果たるや、必ずしも支那の爲めに利益に非ざるは前に叙べた如くである。

斯の如く裁釐加税なるものは、實際は列國の爲にも將た又支那の爲めにも、必ずしも格別の利益を齎らすものではないのである。勿論釐金税の弊害は、今に於ても決して少なくないので、唯だ從前に比すれば著しく改善されたと言ふに過ぎないと共に、一體斯る通過税制度の存在は、交通の自由を妨げ、經濟の進歩を阻碍するものたるや、論を俟たないから、出來得可くんば之を撤廢するに如くはないが、併し本制度は元來支那の國情に最も適應した税法であつて、斯の如く勞少なくして收多く、煩少なくして利の多いものは、全く他に類例がないと云つてよい。勿論理想よりせば、敢て釐金に限らず、常關税といひ、移出税沿岸貿易税といひ、凡そ此等一切の通過税を全廢して、代ゆるに營業税及消費税を以てするに如くはないが、支那の政治組織を根底より一改せない以上は、到底此種租税の實施は望む可らざる所である。從て結局彼の國情の下に於ては、通過税以外更に施す可き適當なる税制を見出すことの出來なくなるのは、必定であつて、所謂「舊税は良税である」といふことに歸着するに相違ないと共に、本税は今や地方にとつては重要な財源であるから、支那の如き地方分權の甚だしく、末だ曾て集權的の實現を

見たことのない國情の下にあつては、之が撤廢を期することは、殆ど不可能に近い至難事たるを免れない。隨て假令一時形式的に廢止せられても、間もなく再び名目を變じ體を改めて課税せらるゝに至る可きは、疑なき所である。事實又諸外國が租税體系の中樞として重要視せる所得税の如き消費税の如き、末だ完全に實施せられず、又する能はざる支那に於ては、過重にさへ陥らない以上は、通過税は必ずしも之を廢止するを要しない。從て寧ろ刻下の要務は、本制度の廢止よりも之が改善である。蓋し其最も弊害の大なるは、税局多きに失し、而かも辨法の一ならざること、吏員が任意に手加減を行ひ、同一税局に於ても銀納錢納と其税額を異にし、且同一貨物に課税するに税率の輕重甚しく異なること、徵收に一定の規則なく、收入支出共に一定の常規なきこと、及釐金の外に捐あり税あつて、而かも其間の區別判然せざること等である。革命後は釐金税を貨物税と改稱して、之を出産銷場の二税に分つて、貨物が生産地を出づるときに出産税を課し、消費地に到るときに銷場税を課するの制を定め、以て裁釐の準備を爲さんとしたが、有らゆる貨物の生産地に税局を設けて課税することは、實に煩雜であるのみならず、失費も亦た多い爲め、漸次舊判に復するに至つた。是を以て觀ても、釐金判の支那の

國情に適應せることが推せらるゝのである。

## 第七 自主權回復問題

上來縷述せし如く、裁釐加稅案に基く輸入稅の増徴は、各國就中我邦の貿易に至大の影響を及ぼすものであると共に、厘金稅制度の徹底的の裁撤は、結局所得稅や消費稅制度が完全に施行し得るに至らなくては到底不可能であるが、此種租稅の實施は、支那の政治組織が根本から一改せられ、國家組織が完成せられなくては、到底望まれないことであるから、遂に之が實現を期待することは出来ないものと謂はねばならぬ。加之裁釐加稅は、支那の爲めにも必ずしも利益となるものでないから、一旦條約を以て豫約したものであるとは言へ、此際之を廢棄して、寧ろ支那の熱望せる自主權の回收を認むるを得策とする。凡そ何れの國に在つても、關稅政策なるものは、夫々産業發達の階程に應じて異なる可きものであつて、隨て關稅條約にしても、各自國の産業及貿易の實際の要求に適應するやうに、夫々考究決定す可きものである。然るに如何なる相手國に對しても、如何なる貨物に對しても、機械的に一律の課稅を爲さざるを得ざるが如きは、固

より支那の爲めに不利益なるは、言を俟たないのみならず、我邦にしても、對外經濟上最も重要な關係にある對支貿易上に於て、列國と同様の方策を採らざるを得ざるが如きは、決して策の當を得たものとは言ふを得ない。されば進んで支那に對して自主權の回復を認むるは、合理的なる當然の措置と謂はねばならぬ。

併しながら、支那が斯の如き不合理なる拘束を、何故にその稅權の上に受くるに至つたかを顧みるに、要するにその政治組織が完整せず、隨てその稅權を公正に適用することが出来ずして、動もすれば官吏の苛征誅求を見るが如きことがあるが爲めに外ならぬ。而らば今日支那は、果してその稅權を公正に行使することが出来るだけの資格や能力を有するに至つたかといふに、未だ必ずしも然りと云ふを得ないことを遺憾とせざるを得ない。敢て關稅政策と言はず、眞の支那の國情に適應した政策が、どれだけ今日の支那に實現せられ得るであらうか、數千年間粉飾せられた虚偽の政治の下に支配せられ來つた一般國民は、今や寧ろ政治を忌避するに至り、政治は單に一部職業政治家の間に遊戯的に行はれて居る彼の國情の下に於て、果してどれだけ眞面目な民意を反映した公正なる政治が行はれ得るであらうか、一旦稅權が回復せられた曉に於て

その税權が彼等職業者の間に於て、遊戯的に弄ばるゝが如きことがないであらうか、實に一大疑問と言はざるを得ない。加之一たび支那が自主權を回復した曉に於ては、一般消費者は輸入品の高價となり、延いて一般物價の騰貴することに對して、政府に抗議し得るだけの組織力なきに反し、他方生産者及商人は結束して産業保護を政府に強要するに相違ないから、勢ひ必ずや保護關稅が設定せらるゝことゝなり、而かも全製品就中粗工業品に重課し、尙時としては原料輸出税をも設定することゝなるの惧がある、近年日支の國交を犠牲に供してまで、執拗に日貨抵制を行ひ、國貨提唱に熱中して居る支那のことであるから、如上の舉措は到底免る可らざる歸趨たるを失はぬ。而かも之に對して我邦の經濟は、未だ其産業が高級生産に進達せないのみならず、國民經濟の基本だに確立するを得ない状態にあるから、支那の如上の經濟政策は、我國の經濟に絶大の打撃を與ふるものと謂はねばならぬ。吾人が支那の關稅自主權を承認せんと欲するは、決して近年支那に不對等條約廢棄を絶叫せる強烈なる排外運動が勃發したが爲めではなく、一面支那の經濟の發達を圖らんが爲め、支那をして其國情に適應した經濟政策を採らしむると共に、他面日支關係の重大なるに鑑みて、兩國間に合理的にして適正

なる關稅協定を遂げんが爲めである。而るに未だ兩國國民の理解が爰に到達せず、兩國の國情が未だ之に適應するに至らないとせば、自主權の回復は之を今日直に實現せしむるを得ない。併し我邦たるものは、一部支那國民の輕舉なる熱狂的舉措に捉らはるゝことなく、眞の支那の利益に顧み、彼等の自發自奮を促すべく、啓發指導の任務を爲さねばならぬから、特別關稅會議に於ける支那の要望に對しては、須らく次の如く提議す可きである。

自主權の回復は進んで之を認むるも、之が實行は、支那が税權を完全公正に行使し得るだけの秩序的政治組織を完成するに至つた曉にす可きである。

但し若し以上の提案が、餘りに抽象的であり、且その實現が前途遼遠であるものとなれば、支那財政の基礎鞏固となつた曉に於てとするも、また一策である。蓋し財政状態が今日の如くであつては、勢ひ税權は濫用せらるゝことゝなるの惧があるからである。

若し夫れ尙以上の提議を以てしても、支那を満足せしむるに足らないものとなれば、結局無意義のやうではあるが、十ヶ年以上の期限を附するの外あるまい。元來厘金税制度の撤廢や貨幣制度の改革は、到底徹底的に實行することの出来ない問題であるから、若

し此種の事項を條件として支那の要求を認容するに於ては、徒らに後日に紛擾を残すのみである。

### 第八 附加税設定條件

叙上の如く自主権の回復適用に、相當期間を設くるの必要ある以上、二分五厘附加税は其迄の辨法たらしむるを要すると共に、本附加税の實施期に付ては、既に九國關稅條約締結後三ヶ年餘を閱し、同條約第四項規定の期間も遠からず到來のことであるから、危急に迫れる支那財政救済の爲めに可及的速かなるを圖る可きであるが、之が實施に對しては須らく條件を附す可きである。勿論實施條件を提案しても、自主権をすら要求して居る支那が、到底之に應ずべくもないから、今更々々しき條件などを提出せないで、何れにしても暫行辨法に過ぎない以上、無條件に之を承認すべきであるとの説があるが、併し多少たりとも日支兩國にとり利益であり、支那改造に資し得べき事項でさへあれば、條件として提出するも何等妨げなかる可く、寧ろ此機會に於て提案するは、機宜の策たるを失はぬ。吾人は其條件として左記條項を提唱せんとするものである。

一、支那國內機械工業品の特別移出税を現實七分五厘に改正すること。

二、労働者保護制度を實施すること。

三、税關管理制度を改正すること。

四、關稅增收は主として、煙酒專賣制度實施費、財政部所管外債整理費及交通機關改善費に充當すること。

(一)支那に於ける保護關稅の設定、即ち急激なる國內産業の保護は、日支兩國何れの經濟にも危険であることは、前に叙べた如くであるが、如上の影響を緩和せんが爲めには、國內生産品が現に負擔せる從價五分の特別移出税を、從價七分五厘に改正せしむるに如くはない。即ち現在國內に於ける機械製外國型工業品は、一種の生産税たる意味に於て五分の移出税を第一の税關(海關)と常關又は釐金局たるを問はずに於て納入するに於ては、北京の崇文門で賦課する落地税を除き、其他の一切の國內税を免除せらるゝといふ一種の産業保護の取扱を受けて居るものであるが、附加税の設定と同時に之を七分五厘に改正することは、マツケー條約に裁釐加税の曉には、右の生産税を一部に改むべき旨を規定せるに照し、決して不當の處置ではないのみならず、附加税設定の

根本目的が、危急に瀕せる財政の窮迫を救済せんが爲めである。其趣旨にも合致する所以である。但し之のみでは、生産地附近に於て消費せらるゝ貨物に課税するを得ないと言ふ缺陷あるを免れないが、之を純然たる消費税として生産と同時に賦課せんとし、ても到底實行不可能なると同時に、大體之に依て上述の急激なる變化に伴ふ弊害の發生を避けることが出来るから、敢て差支へないであらう。

(二)近年我國の産業は著しく支那の産業發達に脅かさるゝに至つたが、今後支那に於る企業が何等の社會政策的の負擔と制限とを蒙らず、自由に其低廉なる勞働を使用して國際的に競争し來るときは、我邦は到底時勢の要求する社會政策を實行し得ざるこゝとなる。殊に支那の關稅の急激なる引上げに由て、其工業の發展が大に促進せらるゝことゝなるに於ては、最早等閑に附するを得ない重大問題である。勿論支那に於ても民國十二年三月に暫行工場法を制定したけれども、其規定は極めて寛大であつて、現に各紡績工場などで實施して居る服務規定と大差なく、而かも在支外人工場に於て遵奉せらるゝのみであつて、支那人工場には殆ど適用せられて居ない。最早今日に至つては、支那も其工業の幼稚なることを理由として、勞働者保護の國際的責任より全免

せらるゝを得ないと共に、幸ひ支那に於ても近年勞働運動が旺となるに至つたから、此機會に於て適當なる勞働者保護制度を實行せしむることゝし、是非之を國際協約の重要項目として、之が目的達成の爲めには國際的共同援助を爲すことが必要である。

(三)支那の税關管理制度の運用に關して、華府會議に於て我日本委員は『日本の對支貿易が、支那の外國貿易上重要な地位を占め、隨て其關稅收入に大なる貢獻を爲せる實情に鑑みて、同制度の將來に於ける運用、例へば關稅收入の保管銀行及支那税關に傭聘せらる可き外國人の國籍別割合等に關し、右の事實を考慮して、公平妥當なる調整を加へられたい。』と云ふ希望條項を提出したか、是非此機會に於て之が實現を期すると共に、尙總稅務司の地位の如きも、條約上の既得權とは言へ、各國更代制に改む可きである。而してまた尙同時に、叙上の利益を支那にも及ぼし、保管銀行には支那銀行をも加ふると共に、殊に税關吏に付いては、可及的支那人を重用し、速に彼等の自治に歸せしむるを得るやう、訓育の方法を講ずることが必要である。英人主宰の下に支那の海關を國際管理するに至つてより、最早六十七年を閱するに拘らず、今に一名の支那人稅務司を任命するに至らないと云ふことは、抑も管理の本旨に合致する所以ではない。

(四)附加税設定に由る増収は、如何に多くとも三千萬元内外に過ぎないから、之のみでは償還の停滞せる内外債全部の整理にも足らざるは、前に叙べた如くである。勿論極めて寛大なる條件を以てせば、一切の債務を略ぼ整理し得るの見込のないことはないが、併し唯に夫れのみでなく、更に進んで一般政費に對する支辨の途をも講ぜなくては、整理後數ヶ月ならずして、復たもや借款を重ねざるを得ざるに至るは、過去の事實の雄辨に實證する所である。一體支那の借款整理は、其財政全體の整理と離る可らざる關係を有して居るので、單に借款のみを整理しても、財政の安固は必ずしも之を期するを得ないのである。従て夫れよりも將來關稅よりも鹽稅よりも、遙か重要な財源たり得るの望ある煙酒專賣事業に、此機會に於て着手するを、最も機宜の根本策とする。殆ど紊亂の極に達せる支那財政の整理は、同事業の實施に依る外、絶對に他に適策がある可くもない。關稅會議の根本目的が、上來屢次説述せし如く、支那財政の基礎を安固ならしめんが爲めてある以上は、是非とも此機に於て本事業を完成せしめ、危機に瀕せる彼の財政に、一道の曙光を認むるを得るに至らしめんことは、吾人の切望して已まざる所である。斯くして同事業さへ緒に就かば、借款整理の如きは易々として實行するこ

とが出来ぬ。勿論本事業は、民國四年以來支那政府の企劃し、一部實行せる所であるが、之が完全なる實施に對しては、現在鹽政に於て見るが如き程度の一種の國際監理は已むを得ない所であらう。但し關稅増収の全部は之に充當するを要しないから、一部は財政部所管無擔保外債三億二千七百萬元の整理に充當し、尙殘餘は鐵道經理の改善費に充つ可きである。蓋し支那の鐵道は、其經理だに宜しきを得れば、相當收益を擧げることが困難でないのみならず、交通經濟の發達を促すことは、一國經濟の基礎を築くこととなるからである。而して斯の如くにして、他方財政部所管の無擔保内債二億三千九百萬元は、専ら上記煙酒專賣事業收入に依つて整理することとし、尙交通部所管の内債にして整理の見込無き額二億一千九百萬元は、鐵道經理の改善に基く同收入を以て整理するを得策とする。

這次の關稅改正に由つて獲らる可き支那の増収は、管に上記附加税の賦課に基く收入のみならず、上述の如く國內生産品に對する課税を、從價現實七分五厘に改正することによつて生ずる收入、及九國關稅條約第六項に依る陸境輸入税の改正に由つて得らる可き改入等があるから、若し餘裕あるに於ては、國外に對する貨物輸出税の廢止を敢

行せんことを希望條件として提議す可きである。蓋し本税の廢止は、固より内外何れに於ても異論のある可き筈なく、輸出貿易の發達、延いて産業の進歩を阻碍することの顯著なる本税の如きは、多少の收入を犠牲に供しても、當然廢止す可きものであつて、殊に支那にとつては寧ろその急務と言つてよい。勿論機械工業品の輸出税は、民國拾年以來之が徵收を全免して居るが、併し支那工業界の状態では、之が適用を受くる場合は今後と言へども極めて稀であつて、支那としては寧ろ原料天産物の輸出を促すを緊要とするのである。即ち支那は適切なる方策さへ講ずれば、今後世界の大生産國として發達することの出来る國であるから、可及的天産物の輸出を有利にして、其生産の發達を刺戟することを必要とするのである。斯の如くにして之に由て生産が旺になれば、其生産品の價格も低廉となり、延いて支那の工業も大に利益を享けることとなるのみならず、また之に由て他方支那人一般の富の程度も増進して、資本の蓄積及其運用も盛となり、延いて其供給力も大となり、爰に初めて支那産業の原動力を培養することが出来るものと謂はねばならぬ。而かも亦輸出税廢止の結果は、支那の物資を最も多く利用せねばならぬ我邦が、第一に利益するは言ふを俟たぬ所である。而して支那で一般

的に輸出税と云へば、國內に於ける移出税をも包含するものであつて、移出税の如きも沿岸貿易税と俱に、當然之を廢止するに如くはないが、斯くては遽に財政收入に少なからぬ缺陷を生ずることとなるのみならず、一般消費税の重きを置かれざる支那に在つては、本税の如きは必ずしも惡税とのみ斷ずるを得ないと共に、尙釐金税の存續せらるゝ間は、負擔の公平を保つ上からして、之が存續を必要とするので、若し之を廢止せば、獨り海關を通過する貨物のみが此種の内地税の負擔を免るゝこととなり、一面國內産業を保護するの結果ともなるから、當分之を除外し、國外に對する輸出税のみを廢止することとするを得策とする。本税のみの收入ならば、五分税とは言へ、今尙一八五八年の英支條約の税則に依つて課税し、爾後現實五分に改訂せないから、今や其税額は現實二分に當るに過ぎない關係上、年額多くも一千三四百萬兩に上るに過ぎない。從て之が廢止に依て起る收入上の缺陷は、半ば上述の如く國內生産品に對する課税增收と、陸境關稅の改正に由る增收とに由つて、填補することが出来るであらう。

尙其他或は條約上の既得權の尊重を支那をして保證せしむるが如き、或は又再び排外運動を起さざるやう保證せしむるが如き條件を提議す可きを、主唱する論者がある



が併し此種の保證を支那をして約せしめても、結局は殆ど無意味であつて、何等の實效なきは火を賭るよりも瞭らかである。徒らに此種無意義なる條件を列ねて、相手をして過重の負擔を被らしめらるゝものゝ如く思はしむるといふことは、極めて不得策たるを免れない。日支關係を益々親善に導く必要から見ても、提出の條件は、飽くまでも支那の爲めに有利なるものでなくてはならぬ。尙又此機會に支那に於ける外國人企業地の擴張を要求す可しとの主張もあるが、本條項の如きは、直接關稅の改正に關係なきことであつて、寧ろ地外法權の撤去に伴ふて提起す可き條件である。

之を要するに、這次の特別關稅會議は、抑も支那の財政改善を主眼として發足したものであるから、飽くまで財政の根本的救済が、會議の中心目的でなければならぬので、事實また支那の財政は、今に於て匡救の途を講ぜなくては、破産の外なき危急の状態に陥つて居るものであるから、此機會に於て是非とも根本的革新の第一歩に着手せしむることを圖らねばならぬ。而して殊に財政の整理の如きに至つては、一日を緩うすれば、それだけ益々整理を困難ならしむるものであるから、萬難を排しても之を敢行す可きである。若し此儘に推移せんか、絶えず支那より關稅の改正其他の救済策を要求せら

れ、いつ迄も究極する所がないであらう。而して又他方財政改善の根本策の一は、固より經濟の充實であると共に、一體支那は、政治、社會、經濟の各方面に於て、改造の必要に迫られて居るが、その爲すべき何よりの刻下の急務は、天然資源の開發である。之に由て生産要素の充實を圖るを得ば、爰に初めて保護關稅の實をも擧ぐる事が出来、財源も亦た自づから裕となるのである。從て支那としては、この際多少の屈從は之を忍んでも、極力各國の資本技術を利用して、銳意經濟の充實に邁進するを得策とするのである。されば我邦たるものも、徒らに一部支那國民の意に迎合して恩を傳らんとするが如き舉措に出づることなく、假令一時彼等の反抗を受け、熱狂的排日運動の渦中に投ぜらるるが如きことがあつても、飽く迄も敢然として眞の支那將來の利益を顧念し、日支の重大なる關係に立脚して、支那の指導啓發に盡す所がなくしてはならぬ。(完一四、一〇三)

附 錄

本會設立年月日

大正七年八月八日

本會寄附行爲

第一章 總 則

第一條 男爵牧野伸顯平山成信ハ赤星鐵馬ノ寄附ニ係ル金壹百萬圓ヲ以テ財團法人ヲ設立ス

第二條 本財團法人ハ啓明會ト稱ス

第三條 本會ハ公益ニ資スル爲メ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

- 一 特殊ノ研究調査著作ヲ助成シ及發明發見ヲ獎勵スルコト
- 一 必要ニ依リ本會自カラ専門家ニ依頼シテ前項ノ事業ヲ爲スコト

一 外國ニ於ケル同種ノ事業ヲ紹介シ又ハ著作ヲ反譯スルコト  
一 本會ノ目的遂行ノ爲メ必要ナル講演ヲ開キ又ハ出版ヲ爲スコト  
第四條 本會ノ事務所ハ之ヲ東京市麴町區永樂町一丁目一番地ニ置ク  
第五條 本會ノ事業年度ハ毎年一月一日ヲ以テ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ル但  
初年度ハ本會設立ノ日ヲ以テ始マル  
第六條 本會附行爲ノ條款ハ評議員會ノ決議ヲ經且主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ變  
更スルコトヲ得

## 第二章 役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 理事長	一名
一 理事	五名
一 評議員	十五名
一 理事	一名
一 評議員	十五名

内一名ヲ常務理事トス

第八條 理事長及理事ハ評議員會ノ決議ヲ以テ評議員中ヨリ之ヲ推薦ス但本會設立  
ノ際ハ寄附者之ヲ推薦ス

理事長ハ本會ヲ代表シ理事會及評議員會ノ議長ト爲ル  
理事ハ會務ヲ掌理ス

第九條 初度ノ評議員ハ寄附者之ヲ推薦シ缺員ヲ生シタルトキハ評議員會ノ決議ヲ  
以テ其補缺ヲ爲ス

評議員ハ重要ナル會務ヲ審議ス

第十條 理事長及理事ノ任期ハ三年トス但重任ヲ妨ケス

第十一條 本會ニ必要ナル事務員以下ハ理事長之ヲ任免ス

## 第三章 顧問及委員

第十二條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ推薦ス但本會設立ノ際ハ寄附者之ヲ推薦ス

第十三條 顧問ハ本會ノ諮問ニ應シ且隨時理事會及評議員會ニ出席シテ意見ヲ開陳

ス

第十四條 本會ハ必要ニ應シ各種ノ委員ヲ置ク  
委員ハ理事長之ヲ囑託ス

四

#### 第四章 會 議

第十五條 會議ヲ分チテ理事會及評議員會トス

第十六條 理事會ハ理事長隨時之ヲ召集ス

第十七條 理事會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長  
ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス

第十八條 評議員會ハ通常及臨時トス

通常評議員會ハ毎年十二月及三月ヲ以テ理事長之ヲ召集シ本會ノ豫算及決算ヲ議  
定ス

臨時評議員會ハ理事長必要ニ應シ之ヲ召集ス

評議員五名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求スルトキハ臨時會ヲ召集ス

ルコトヲ要ス

第十九條 左ノ事項ハ評議員會ノ議ニ付スルヲ要ス

- 一 寄附行爲ノ變更
- 一 本會諸規則ノ制定變更
- 一 本會ニ於テ施行スヘキ事業ノ決定
- 一 理事長理事及顧問ノ推薦
- 一 資産管理ノ方法
- 一 其他理事會ニ於テ評議員會ノ決議ヲ要スト認メタル事項

第二十條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議  
長ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス但左ノ場合ニ於テハ評議員三分ノ二以上ノ出席アリ且出  
席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

- 一 寄附行爲ノ變更
- 一 不動産ノ買入
- 一 理事長及理事ノ推薦

五

第五章 資 産

第二十一條 本會ノ資産ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ組成ス

一 寄附財産金壹百萬圓

一 本會ノ事業又ハ財産ヨリ生スル收益

一 其他本會ニ於テ取得スル財産

第二十二條 本會ノ財産ハ國債證券又ハ確實ナル有價證券ヲ買入レ若クハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預ケ入ルルモノトス但特別ノ事情アル場合ニハ評議員會ノ決議ヲ經テ不動産ヲ買入ルルコトヲ得

第六章 會 計

第二十三條 本會ノ收支ハ每事業年度ノ末日ヲ以テ之ヲ決算ス

第二十四條 本會ハ事業年度毎ニ財産目録貸借對照表及事業報告書ヲ作り決算ト共ニ評議員會ニ提出スヘシ

本會職員名簿

(イロハ順)

顧問

伯爵 牧野 仲 顯

理事長

男爵 平山 成 信

常務理事

鶴見 左吉雄

理事

串田 萬 藏

山之内 一 次

松浦 鎮次郎

小松 謙次郎

評議員

農學博士	法學博士	工學博士	工學博士	理學博士	理學博士	農學博士	農學博士	文學博士	文學博士	理學博士
新渡戶稻造	大河內正敏	大久保利武	高松豐吉	鶴見左吉雄	長岡半太郎	串田萬藏	山之內一次	松浦鎮次郎	小松謙次郎	古在由直
										澤柳政太郎
										櫻井錠二

委員

醫學博士	男爵	文學博士	工學博士	工學博士	工學博士	工學博士	工學博士
三宅秀	平山成信	芳賀矢一	鳳秀太郎	塚本靖	斯波忠三郎		

294  
106

大正十四年十月二十日印刷  
大正十四年十月廿三日發行

編纂兼發行者

東京市麴町區永樂町一丁目一番地

財團法人啓明會

右代表者 笠森傳繁

印刷者

東京市小石川區原町十四番地

坂上一雄

印刷所

東京市麴町區內幸町一丁目六番地

ジャパン  
マガチン 内 A 1 社

發行所

財團法人啓明會事務所

東京市麴町區永樂町一丁目一番地東京海上  
ビルディング五階五四六號(電話半込五二二六番)

山崎 水  
上野 水  
大塚 水  
池袋 水  
有馬 水  
西武 水  
三井 水  
三井 水  
三井 水

終

